

八 天正十八年十二月 沼田藩主真田信幸より折田軍兵衛あて

知行宛行状〔B〕

追おつて而、右之分見出みだし者、令ちようおんせしめニ重恩じゆうおん候、以上

就しゆニ年来奉公ほんりようニ「本領拾五貫五百文」塚越分、五貫八百文」箱島之内、廿三貫」式百三十七文横尾、」合四拾四貫五百八十」七文出置候、向後こうごいよいよ弥」奉公可レ致レ之者也、」仍如レ件

大熊 鞞ゆき 負え

天正十八年

木村渡右衛門尉じよう

寅十二月十日 (朱印)

これをうけたまわる
奉レ之

折田軍兵衛殿